

区のお知らせ

東京都港区役所

企画室広報係

東京都港区芝公園第6地
電話(432) 415.1 番

No. 295

窓口事務の改善

受付窓口スタート

十一月十日から、「住民基本台帳制度」が実施されることになりました。これはこれまでの「住民登録」のしくみが変わって受付の窓口を一つにしたり、届

届出が簡単に

いままでは、住所の変更などあったとき、住民登録、お米の配給、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録など、それぞれ別々に届出しなければなりません。そのため、窓口をあらかじめこちらとまわって、その都度届出を書きというわずらわしさがありました。これからは区民課又は支所の受付係の窓口で、一つの届出書ですむこととなります。

転出届を必ず

これまでは住所が変わっても、お米の配給に関係するときはだけ転出証明をとりに来ていたのですが、転入転出が、これからは他の市区町村

に住所を変えるとき、(転出するとき)は必ず前もって「転出届」をしていただく必要があります。

届出をする人について

いままでの住民登録などでは、区役所へ「届」をする人は原則として、「世帯主」または「世帯をとりしる人」ということになっていました。したが、これからは原則として、届出をする人が必ず必要となった「本人」ということになり、本人の都合つかないときは、「世帯主」がかわって届出することになります。

届出に必要なこと

- 1 名まえ
- 2 1つ転入したか(転出するか)
- 3 前に住んでいたところ(これから住むところ)
- 4 これから住むところ(前に住んでいたところ)
- 5 世帯主
- 6 その世帯主の何にあたるか(続柄)
- 7 国民健康保険に入る人はイ(しごと、職業)
- 8 今度入る世帯の国民健康保険の記号と番号
- 9 国民年金手帳の記号と番号
- 10 国民年金手帳の記号と番号
- 11 お米の配給をうける場合はイ(これからお米を買う店の名まえ)

- (転出の場合は米穀通帳を持ってくる)
- A いつまでに届けるか
 - B 転入をした日から十四日以内
 - C 届出しないときは、虚偽の届出や正当な理由がなく届出をしないときは、二千円以下の過料に処せられるだけでなく、「住民基本台帳」に登録されないため、選挙権行使したり、就学することができなくなります。
 - D 届出を忘れたら、就学するまで忘れずに持ってこなければならぬもの
- 1 転出証明書(転入の場合、前に住んでいたところの市区町村役場が発行する)
 - 2 ハンコ(印鑑)
 - 3 国民年金手帳(国民年金に入っている人だけ)
 - 4 国民健康保険証(転出のときを含み、国保の助産費や葬祭費の支給があるのとき)
 - 5 米穀通帳(転出または世帯主変更のとき)
 - 6 母子手帳、福祉年金証書(転入または住所変更のとき)

- 出、転居、世帯主変更)
- 三 印鑑関係(登録、改印、廃印、証明)
 - 四 謄抄本関係(戸籍謄抄本、住民票謄抄本、戸籍簿の閲覧と住民票の閲覧)
 - 五 主食配給関係(通帳交付、主食配給、消費者の業者登録変更)
 - 六 国民健康保険関係(資格の得喪、世帯主変更、助産費と葬祭費、住所変更)
 - 七 年金関係(国民年金の資格の得喪)
 - 八 埋火葬許可関係(死体及び死胎の埋火葬許可、死産届)
 - 九 諸証明(身分証明、未転入証明、居住証明、転出証明)
 - 十 その他(妊娠届、母子手帳)
- 以上の業務は、区民課および支所の受付係で処理されますが、その他の業務については、それぞれ関係課係で処理されます。

歩行者の安全を強化 道路交通法の改正

最近の交通事故の激増から、道路交通法の一部が次のように改正されました。

横断歩行者の安全確保の強化

- 1 道路の左側部分の横断歩道を歩行者が渡るときは、横断歩道のない交差点、またはその近くを歩行者が横断しているときは、一時停止する
- 2 車は交通整理の行なわれていない横断歩道の手前で他の車が停止している時、その車の前方を出ようとするときは、横断歩道の手前で一時停止して歩行者を安全に横断させる
- 3 横断歩道の手前三十メートルの間では、追越、追抜もしてはならない。
- 4 横断歩道のない交差点、またはその近くを歩行者が横断しているときは、一時停止する

か除して安全に横断させなければならない。合図を忘れると処罰される。

右折、左折、Uターン、進路変更するときは、必ず合図することになった。

大型車には 運行記録計をつける

自動車の使用、車の整備責任者または運転者は運行記録計を備えない車や、その運行記録計が調整されていない車は運転させたり運転してはならない。この記録計を一年間保存しなければならない。

管理者の義務を強化

無免許、酒よみ、過労などで正常な運転をできないものに、運転させたり、定員超過、積載量をこえてはならない。

大型車の強化

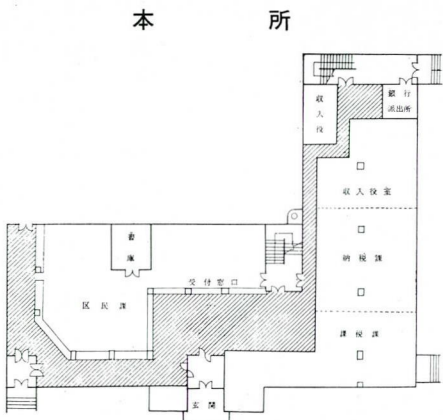
大型トラック等車を運転できる者は、二十一歳以上で三年以上の者でないことと運転できないこと。大型免許の取得は、普通免許を持っていて、二年以上の経験で、年令二十歳以上の者でないことと受検できない。

免許の仮停止を行なう

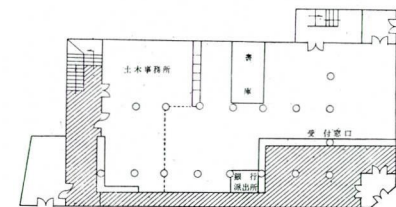
無免許、酒よみ、過労などで、死傷事故を起こすと警察署長はただちに運転免許の仮停止を行なう。

反則金制度の創設

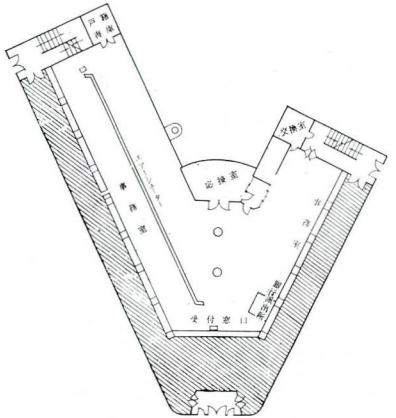
比較的軽微な違反については、反則金を納めることで処理される。



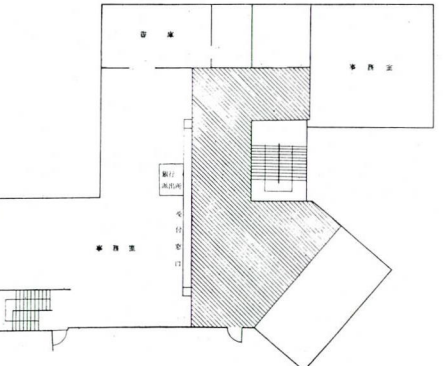
本所



麻布支所



赤坂支所



高輪支所

親と子の話し合いを 健全な青少年育成のために

総理府は十月二十日に四十一年度「青少年白書」を発表しました。これによると、急速に進んだ都市化に対応した対策と青少年のための施設の整備が十分でないといわれています。

このような中で、港区は東京都から、青少年と共に進む運動の「特別推進地区」に指定されたのを機会に青少年の健全な育成をめざしています。

青少年をめぐる諸問題
この時代を生きる青少年が心身ともに明るく健康やかに成長して、立派な社会人となることは、すべての人の願うことです。

しかし、今日の青少年を取りまく社会環境は、あまりにも複雑であり、青少年の非行は増大し、それが悪質化していることは憂慮にたえません。

その非行はもはや戦後の現象というよりも、もっと本質的な青少年のものの考え方、生き方、そしてさらには、それを育てている社会環境そのものに大きな原因がある

うと思われれます。
このような青少年の非行は、内閣府には低年齢化、集団化、中流青少年の犯罪の増加、都市集積化が指摘されています。

青少年犯罪の低年齢化、集団化の原因は、最近の青少年における早い肉体的成熟、家庭、社会などが非行を阻止する力の弱まりにあるといわれています。

青少年の非行が増大しているのは、成人みずから反省して、町ぐるみ、地域ぐるみ、また職場ぐるみの総力をあげての運動が指図されています。

が強く要請されていますが、国でも区市町村でも真剣にその対策をたて、強力に推進されなければなりません。

青少年に関する行政は幅が広く多岐にわたるため、警察庁、文部省、法務省、厚生省など多くの官庁が関係をもつています。

このように青少年問題は複雑な官庁の関係から、総合的な対策をたてることは、大変むずかしいのですが、港区には青少年問題協議会が設置され、明るく健全な青少年と社会環境の浄化につとめています。

これらの事業を推進するために中学校単位に地区委員会を設けて活動しています。

今年度の運動目標は①明るい家庭を作ろう②明るく明るい環境をつくらう③若い力を社会に示そう④若い心とからだをきたえようをかかげています。

明るい家庭をつくらう
明るい家庭を健全に育つためには、何んといつても家庭の中の結びつきがなくてはなりません。

そのためには、親子の話し合い、家族の誕生会などをひらくことも大切ですし、また、家庭内の仕事を分担し合って、一人一人が家族の重要な一員であることを認識させることも必要です。

町ぐるみで良い環境を
町や地区のすべての者が、たがいの手をつないで地域のつながりを強め、青少年にふさわしい良い環境を育てることも大切です。

そのために、地域の実情に応じた学校と地域社会、あるいは商店街の業者と住民がよく話し合っている環境づくりを話し合うことが必要であり、青少年に好ましくないものを減らすように地域生活に話し合います。

青少年が余暇を利用してスポーツや団体活動に参加するよう呼びかけると共に、非行や事故のおそれのある者は「愛のひとこと」をおとなが自信と勇気をも

って呼びかけたいものです。
若い力を示そう
スポーツや文化活動など青少年の自主的活動によって、その情熱を社会に示す活動を展開する。

このためには、スポーツで心身をきたえ、体力や技能などをスポーツテストなどでためすことも必要でしょう。

若い心とからだをきたえよう
青少年には寒さに負けない、どんな苦難な事がらに直面してもくじけない意思を身につけさせなければなりません。

このためには、みんなが参加できる楽しい行事を行うことも必要です。

**ネズミ退治は
いまのうちに**
いよいよネズミの繁殖時期となりました。

区役所衛生係では、十月中旬から公共的な公園、材料置場等や多数棲息している場所などについては、ネズミとり作業を実施し、またネズミとりの相談を行なっています。

十一月下旬と来年二月ごろの二回、薬剤によるネズミとりを実施する予定です。

ネズミ退治の要点
一、環境による方法
二、ネズミの出入口は根気よく防ぐ
三、糞を作らせない
四、薬剤(パチンコ)による方法
一、市販の薬剤を買った場合は使用方法をよく読んでから実施する
二、器材(パチンコ)を使用する場合は、ネズミの出入口から50cmくらい離しておくこと
三、器材は定期的に消毒する

区民または区内に在住者が二人以上の方はどなたでも利用できます。

利用の申込は、利用する月の一日前か受付開始日、利用日の五日前まで毎日受け付けます。

なお、毎月一日(日曜、祭日の場合は翌日)抽せん申込み順序を定め受け付けますので、十時までに区役所においでください。

申込みの際は、米袋返金または身分証明書と料金(印鑑をお持ちください)。

宿泊(一泊二食付)
大人(十二歳以上) 九百円
小(十二歳未満) 七百円
幼児(六歳未満) 実費

特別室ご利用の場合は、規定料金のほか一室一日三百円お納めいただきます。

▽料理飲食等消費税、入湯湯は現地で納めください。
休館 午前十一時～午後二時
一人一回 百円
幼児は無料

申込問合せ先
厚生部管理課庶務係
内線二六六・二六七
なお、休業日は毎月第一火曜日、第三水、木、金曜日です。

さわやかな
高原へどうぞ
箱根仙石みなと荘

区民または区内に在住者が二人以上の方はどなたでも利用できます。

利用の申込は、利用する月の一日前か受付開始日、利用日の五日前まで毎日受け付けます。

なお、毎月一日(日曜、祭日の場合は翌日)抽せん申込み順序を定め受け付けますので、十時までに区役所においでください。

申込みの際は、米袋返金または身分証明書と料金(印鑑をお持ちください)。

宿泊(一泊二食付)
大人(十二歳以上) 九百円
小(十二歳未満) 七百円
幼児(六歳未満) 実費

特別室ご利用の場合は、規定料金のほか一室一日三百円お納めいただきます。

▽料理飲食等消費税、入湯湯は現地で納めください。
休館 午前十一時～午後二時
一人一回 百円
幼児は無料

申込問合せ先
厚生部管理課庶務係
内線二六六・二六七
なお、休業日は毎月第一火曜日、第三水、木、金曜日です。

仙石みなと荘 12月分はまだ空いております。
お申込みは事前に電話でお問合せ下さい。(11月1日現在)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
曜	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
空室	17	4	17	17	18	18	18	18	11	18	18	18	18	18	18
	16	17	18	19	23	24	25	26	27	28					
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月					
	4	18	18	18	16	18	18	18	18	18					

明るい青少年の 写真、作文、論文を募集

青少年が明るく、正しく育つことをねがう、青少年の健全な生活を表現した写真と作文・論文の募集を次のとおり行ないます。

資格 区内に在住、在校または在勤 勤しんでいる人

写真コンテスト
青少年、一般成人
作文・論文 三十歳未満の青少年
テーマ 若い力を社会に示そう
若い心とからだをきたえよう
親と子で話し合う習慣をつくらう
青少年と青少年団体

応募形式
写真コンテスト 八つ切以上
作文・論文 四百字語原稿用紙二十枚以内

締切 十一月三十日必着のこと
発表 十二月中旬入選者に通知
賞品 (1)応募者全員に参加賞 (2)入選者に賞品と賞状

応募上の注意
一、応募数は制限しませんが、未発表のものに限りません
二、入賞作品の版権は主催者に所属し、応募作品は返しません
三、写真コンテストの作品は裏面に所定事項を記入した応募票を貼付し、入賞の通知を受けたい方は原稿を提出してもらいます。

送付先 港区芝公園第六号地 港区教育委員会
社会教育課青少年係
(電) 四一五一 内線三三三

区民スケートのつどい九十名を募集
教育委員会では、箱根で区民スケートのつどいの会員を募集しています。
期日 十二月十六日、十七日
場所 箱根 後樂園スケート場

**住居表示法の
一部を改正**
住居表示に関する法律の一部が改正され、八月十日に公布施行されました。

この改正は、住居表示の実施にあたって、町区域を議案に提案する前に公示し、これについて異議がある者は、区長に対して異議申立ができること、また、区長に異議申立られた区域についても、六月以内に対処しなければならないこと、区長に対して必要な措置を求め、区長ができる等の規定が加えられました。

手数料の取り扱い
住居表示の実施に伴う登記関係等の住所変更の際、登録税手数料については、いままで無料の取り扱いがなされていましたが、今回の改正で、すでに住居表示を

**一人一人が気をつけて
私の東京美しく
首都美化運動**

近くの郵便局、銀行、信用金庫などをご利用の際は、お忘れなく納期後とも一月間は郵便局を除き金融機関で引き続き受付ですが、この場合は延滞金を加算して納めていただくようになります。

港税務事務所 (電) 三三二一 番

**所得税
第二期分の納期**
十一月は四十二年分所得税第二期分の納期です。
納期限は十一月三十日です。
お忘れなく早めにお納めください。

◎振替納税をご利用の方は、税務署から振替のお知らせをします。

芝 税務署
麻布 税務署



10月15日 800人の青少年が増上寺から桜小学校までパレードした。